

関東森林管理局入札等監視委員会苦情処理会議審議概要

開催日及び場所	平成27年3月17日（火） 関東森林管理局 2階小会議室			
苦情処理に係る経過	平成27年3月 6日 審議依頼、資料の配付 平成27年3月17日 苦情処理会議の開催 平成27年3月23日 意見書の接受			
委員	紺 正行（委員長・弁護士） 川野由夫（税理士）			
再苦情申立概要	申立日	件名	契約方式	契約月日
	H27. 2. 24	平成26年度景観形成伐採事業	一般競争入札	H26. 10. 24
	<p>内容等</p> <p>関東森林管理局塩那森林管理署で発注した「平成26年度景観形成伐採事業」において、事業区域内の保残木を誤って伐採したとして、平成27年2月9日付けで指名停止の措置を講じたところ、申立者から指名停止措置が不当である旨の苦情申立てがあり、申立てに対し関東森林管理局から回答を行ったが、再度苦情申立てがあったものである。</p> <p>（参考1）苦情申立書 （参考2）指名停止措置に関わる苦情申立て（回答） （参考3）再苦情申立書</p>			
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	別紙のとおり		別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	「意見書」のとおり			

## 委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問等	回 答
再苦情に至る事実経過について説明されたい。	<p>本件指名停止に係る「平成26年度景観形成伐採事業」については、平成26年10月24日に一般競争入札、価格競争による入札を実施し、同日付けで契約を締結した。</p> <p>平成26年10月29日に塩那森林管理署の監督職員が代表取締役と現場代理人に対し、現地指導を実施しており、その際には、今回の誤伐箇所において、白テープで表示した木を伐採することを指示している。</p> <p>平成26年11月29日に、現場代理人が白チョークの印を付けた木を伐採するものと思い込み誤伐が発生した。</p> <p>誤伐発生を受け、関東森林管理局においては、平成27年2月9日付けで指名停止措置を行い、その旨を（株）林産商会へ通知した。指名停止期間は2月10日から3月9日までの1ヶ月間である。</p> <p>指名停止措置を受け、苦情申立者から平成27年2月12日付けで苦情申立書が3回にわたって提出され、関東森林管理局で受理した。苦情申立者からの申立て内容は、苦情申立書のとおりである。</p> <p>苦情申立に対する回答については、「今回の誤伐については、現地において監督職員から現場代理人へ白テープで表示した樹木を伐採することを指示していることから、現場代理人が監督職員への確認をすることもなく誤った対応により保残すべき樹木を伐採したものであり、指名停止措置は妥当である。」として、平成27年2月20日付けで回答書を郵送している。</p> <p>苦情申立者から、平成27年2月24日付けで再苦情申立書が提出され関東森林管理局が受理している。</p> <p>再苦情申立事項は、指名停止についてである。</p> <p>再苦情申立の理由としては、本件事業の実施にあたり、当該現地において平成26年10月29日に担当の監督職員から現地の作業方法について、現場代理人と監督職員との会話が一切無かったことから状況を把握できず誤伐に至ったもので、誤伐の原因は、過失では無く行き違いである旨が記載されている。</p>

<p>本件事業の概要を説明されたい。</p>	<p>本事業は、栃木県那須郡那須町大字大島字中大蔵山国有林145ろ2林小班他14.38haにおいて、保育間伐作業を行う事業である。</p> <p>事業の内容は、レクリエーションの森の景観に配慮し、針広混交林化を図るため、有用な広葉樹と生長の良い植栽木などを適度な配置となるよう考慮し保残し、それ以外の立木の間伐を行うものである。</p> <p>伐採木の選木にあたっては、事業の発注にあたって標準地を設定しており、請負者が標準地の選木状況を参照し、仕様書及び特記仕様書に従い選木を行い伐採するものであるが、今回誤伐のあった箇所は、区域面積が狭いことから、全木調査を行い伐採対象木に白テープを巻いて表示したところである。</p>
<p>再苦情申立に対する説明をされたい。</p>	<p>再苦情の申立てを受け、再苦情申立書に記載されている内容について、平成27年3月4日に関東森林管理局の担当官4名が塩那森林管理署に出張し、平成26年10月29日に現地説明を行った塩那森林管理署森林官ほか1名、(株)林産商会代表取締役と平成26年12月1日に電話対応した同署総括森林整備官及び代表取締役とのメール送受信を行い、かつ、現場代理人に聞き取りを行った同署次長に対して、個別に各々の状況の聞き取りを行い、改めて事実関係を確認した。</p> <p>申立人の申立て内容に対する関東森林管理局としての説明を申し上げる。</p> <p>再苦情申立書の再苦情の申立て理由①に記載してある「塩那森林管理署の職員が当社現場代理人に10月29日にいろいろ説明をしたような事を言っているが、当社の現場代理人は塩那森林管理署の職員と一切会話をしていない。代表取締役が立会しているので、現場代理人は何1つ会話していない。行き違いはこの辺で発生している。」については、平成26年10月29日の現地説明において、代表取締役及び現場代理人と監督職員及び職員2名は、全員が会話の出来る範囲内に位置しており、監督職員は、代表取締役と代表取締役のやや後方に位置していた現場代理人の2名が聞き取れる状況で説明を行っている。説明では、白テープで表示した樹木を伐採することを指示している。</p>

また、代表取締役は、塩那森林管理署次長に送信のあったメールの中で、平成26年10月29日の現地説明において、「私も白いテープを巻いた立木を伐採すると認識していました。私はその際に白いチョークでチェックしてある立木があり、残す立木だと認識していました。」と述べており、現場代理人の理解は別にして、代表取締役は正しく理解していた。

以上のことから、監督職員が現地で請負者である代表取締役に対し指示した事項については、造林事業請負契約書に基づく国有林野事業造林請負契約約款第9条第2項第1号による「契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示」であり、代表取締役が請負者として履行するべきものと判断している。

再苦情の申立て理由②に記載してある「代理人の名前で始末書が提出されているが、あれは私が作ったものであり、代理人はあれで納得してもらいました。あの始末書は事実と異なります。理由は、塩那森林管理署の業務G総括が謝罪に呼びつけたもので、事実誤認の始末書を持って行きました。顛末の説明に呼びつけられたら、始末書は持って行きませんでした。謝罪もしませんでした。業務G総括が謝罪に来たほうがいいというから行っただけです。」については、平成26年12月2日付けで現場代理人名で提出された始末書については、12月3日に代表取締役とともに来署した際持参し提出されており、提出の際、その内容について本人から塩那森林管理署長、森林技術指導官及び総括森林整備官が説明を受けている。また、平成26年12月12日にも次長が本人へ始末書に記載されている原因が事実であることの確認を行い、現場代理人から事実であるとの回答を得ているので、現場代理人名の始末書の内容は事実であると判断する。

なお、塩那森林管理署総括森林整備官は、謝罪について決して強制でない旨を伝えており、12月3日に代表取締役が来署したことについては、自主的な判断により行われたものと判断できる。

再苦情の申立て理由②に記載してある「誘導尋問は、私が真実のメールを送った後に、現場代理人が次長と面談した際に、私は、真実の確認をするのに行かせたのに、次長はこの始末書は事実ですかと聞いたようだ。私は真

実を言っているのに、その確認をしないで都合のよい誘導尋問をした。」については、真実のメールとは、12月9日塩那森林管理署次長あてに送信されたものと思われるが、このメールの内容に関して、次長は、12月10日に現場代理人へ電話で「平成26年10月29日に現地説明時に調査木全木にチョークが付けられていたことを承知していたか。」について確認し、現場代理人からは、「10月29日の現場説明時には、調査木全木に白チョークが付けられていることには気付かなかった。」との回答を得ている。

また、「白チョークを確認したのはいつの時点か。」について確認し、現場代理人からは、「11月29日に白チョークをはじめ確認し、追加で伐採する木に白チョークが付けられているものと思い込んでしまった。」との回答があった。

その後12月12日に現場代理人が来署した際には、「誤伐に気付いたのはいつか。」について確認し、現場代理人は、「12月1日の朝に残りの木を処理しようと誤伐箇所に入った際、同僚から切り方に問題があるのではないかと指摘され、その時初めて誤伐に気づき、監督職員に連絡した。」との回答を得ている。

また、「11月29日の時点では誤伐とは気付かなかったということか。また、誤伐と気付いた時点で監督職員に電話連絡したということか。」について確認し、現場代理人からは、「現場代理人は、12月1日の朝に同僚の指摘があるまで誤伐の認識はなかった。また、誤伐と気付いてすぐに監督職員に連絡を入れたことは間違いない。」との回答があった。

これら現場代理人からの聞き取りの結果では、平成26年12月2日付けで現場代理人名義で提出された始末書の内容と、真実のメールと思われる平成26年12月9日に送信されたメールに記載されている現場代理人に代表取締役が確認している内容と、塩那森林管理署次長が現場代理人に確認した内容は一致しており、都合のよい誘導尋問を行ったものではないと判断する。

再苦情の申立て理由③に記載してある「現地と図面がかなり相違していて、とても分かりにくい。相違がすごく、自分がどこにいるのか分からない位、相違している

場所がある。」については、塩那森林管理署においては、従来から事業の発注に当たって必要な区域表示は適正に行っており、仮に区域表示が不明確であったとしても監督職員の指示のもと現地確認を行うこととしており、これまでに誤伐は発生していない。

区域表示が分かりにくい箇所については、現場代理人からの連絡により、現地で現場代理人へ指示を行っている。

再苦情の申立て理由④に記載してある「顛末の説明をするなら、なんで代表取締役を指名して呼びつけたのか。」については、塩那署総括森林整備官が代表取締役に対し、一般論として請負者が事業の実施にあたり、重大な事故やトラブルが発生した場合には、請負者である代表取締役が対応すべきものという観点から、助言を行ったもので、決して強制でない旨を伝えており、12月3日に代表取締役と現場代理人が来署したことについては、自主的な判断により行われたものと判断できる。

再苦情の申立て理由⑦に記載してある「公表されていない書類で指名停止が出来る事を疑問に思う。」については、「造林事業及び素材生産事業請負契約に係る指名停止等の措置について」については、指名停止の措置要件の明確化を図るため、造林事業及び素材生産事業に係る指定停止等の措置については「工事請負指名停止等措置要領の制定について」を準用して行うこととしている。

なお、この通知は林野庁における下部機関に対する通知であり公表はしていないが、この通知に基づき造林事業及び素材生産事業に係る指定停止措置等は適切な取扱いを行っているところである。

今回の事案の発端は、請負者のミスによる「誤伐」であり、指名停止措置については妥当であると考えているが、事実関係として確認したい事項がある。  
白テープが巻いてある木を伐採するということが、白チョークにはどのよ

誤伐が発生した区域については、その他の契約対象林分と林相が異なっていたため、毎木調査を行っており、調査する際に、調査漏れ等を防ぐために白チョークで印をつけたものである。  
そのため、誤伐が発生した区域の立木には、白チョークで印があり、更に間伐する木には、白テープが巻いてある。

<p>うな意味があるのか。</p>	
<p>契約締結後、作業に着手したのが11月7日ということだが、11月29日に誤伐が起こるまでの間は、問題なく間伐作業をしていたのか。</p>	<p>特段の問題はなかったと聞いている。</p>
<p>間伐作業を発注する際には一般的に白テープが巻いてある木を伐採することは統一的なルールなのか。</p>	<p>必ずしも白テープというわけではないが、標準地の間伐木には表示を行っている。</p>
<p>代表取締役から次長あてに送信されたメールの中に、代表取締役は白テープの木を伐ることは認識していたとある。代表取締役が認識していたのならば、当然作業員への指示を図るべきで、指示がされていなかったため誤伐が発生したと考えられる。一方で、白テープの木を伐採することが過去の経験上当然のことであったため、国側の説明が丁寧で無かった可能性はないか。</p>	<p>塩那森林管理署の関係職員に聴き取りをしたところ、現地での説明の際には白テープを伐る旨を説明しているとの証言を得た。</p> <p>また、国側の記録としては、監督職員が作成する監督日誌があり、現場説明を行った際の記述に「白テープ表示のものを伐採するよう指示」との記述されている。</p>
<p>現地説明の際の指示について、双方に食い違いがある。言った言わないの争いにならないような対策が必要である。監督日誌としては対応状況の記録が残っているものの、相手方がどう認識したかの確認が取れない状況なので、指示内容を書面にしてサインを貰うなど、確認事項を形として残しておく方が良いのではないか。</p>	<p>確認事項については、双方が確認したことを書面で残すよう徹底したい。</p>

<p>始末書が2つあるのはなぜか。</p>	<p>相手方が自主的に提出した現場代理人名義の始末書と国有林野事業請負契約約款第52条の規定に基づく手続きを行うために提出を受けた代表取締役名義の始末書の2通が存在している。</p>
<p>指名停止処分の可能性について説明をしていたか。 指名停止措置の判断はどこで行っているか。</p>	<p>塩那森林管理署職員への聴き取り結果では、誤伐発生後面会した際には請負契約に基づく対応が必要である旨を伝え、その他にも何らかの処分がありうることを示唆し、その後1月に面会した際に、指名停止について言及したとの証言があった。</p> <p>指名停止措置については、森林管理局で判断している。その際には森林管理署から事案の経緯や意見を聞いているので、森林管理署においての相手方への対応が当初から一貫して処分ありきでの対応ではなかったかもしれない。</p>
<p>代表取締役名義の始末書に「寛大な措置を頂きたく」という表現がある。相手方は始末書を出せば指名停止措置などの処分がないと捉えたのではないか。 この始末書にこの表現が必要であったのか。</p>	<p>代表取締役名義の始末書は、契約に基づいて適切に事後処理をするという確約をとるための意味合いが大きいので、おっしゃるとおり「寛大な措置を」云々という記載は不要であったと考える。</p>
<p>「寛大な措置を」という表現は、始末書を提出する側からすると、始末書を提出すればそれ以上の処分はないと誤解してしまうかもしれない。事務的に必要な事項だけを記載する方が良いと考える。</p>	<p>検討して参りたい。</p>
<p>苦情申立書に業務成績評価についての記述があったが、今回は指名停止措置に係る苦情処理なので切り離して</p>	<p>業務成績評価の関係については、苦情申立書の中に記述があり、それに対して関東森林管理局から、成績評価の制度の中で別途問い合わせができる仕組みとなっている旨回答している。今回提出のあった再苦情申立書の中</p>



<p>考えて良いか。</p>	<p>でも、相手方は別途問い合わせをする旨記載しているので、指名停止措置に係る苦情の理由として捉える必要はないと考える。</p>
<p><b>【委員長の総括】</b></p> <p>現地説明の際、監督職員と現場代理人とに一切会話が ないことで行き違い生じ誤 伐が発生したとの主張につ いては、代表取締役も立会 し監督職員から説明を受け、 内容を理解していたと認め られることから、現場代理 人に対する請負者としての 指導不足によることが明ら かか、請負者の過失が認め られる。</p> <p>また、その他4点の主張があ るが、再苦情申立ての不服 事項が指名停止措置につい てであり、指名停止の理由 となった誤伐の発生とは関 係のない主張であり、これ ら主張については却下する ことが妥当であると判断で きる。</p> <p>よって、再苦情申立者に対 する回答の結論としては「棄 却」が相当である。</p> <p>なお、発注者から請負者へ の指示について、双方で書 面により確認するなどの対 応を行うよう徹底すべきで ある。</p> <p>また、請負契約の履行に関 して徴収する始末書につい</p>	<p>苦情申立者への回答については、委員会の審議を踏まえ、委員会からの意見書に基づき関東森林管理局長から回答します。</p>

ては、相手方に誤解を生じさせぬよう事実関係等の必要事項の記載にとどめるなどその在り方を含め検討するべきである。

本日の審議内容を踏まえて、今後委員会として意見書を取りまとめ、関東森林管理局長あてに報告することとなっているが、意見書案を作成後は、川野委員、本日欠席している関口委員にも回付して、了解を得た上で提出したいと考える。